


第2期 栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画 (案)



令和3年 月

栗原市



目次

第1章	栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画の趣旨	
1	計画策定(改訂)の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の策定(改訂)体制	2
5	目標達成状況	2
第2章	計画の体系	5
第3章	計画推進の方向性	
1	乳幼児期からのむし歯予防及び小学校高学年からの歯肉炎予防の重点化	6
2	成人期の歯周疾患予防対策の強化	6
3	高齢者の誤えん性肺炎予防対策の充実	7
4	障害児・者の歯と口腔の健康づくり対策の整備	7
5	関係機関との連携の推進	7
第4章	歯と口腔の健康づくり推進の具体的な取り組み	
1	妊娠期、乳幼児期、学齢期の具体的な取り組み	8
2	成人期、高齢期の具体的な取り組み	15
3	障害児・者の歯と口腔に関する具体的な取り組み	20
4	休日の歯科診療体制について	22
5	栗原市の歯科保健事業	23
6	計画の評価指標一覧	25
第5章	計画の推進体制と評価	
1	計画の推進体制	27
2	計画の評価	27
資料編		
	ライフステージ別の歯科的特徴とデータ	28
	栗原市歯と口腔の健康づくり推進条例	32
	栗原市歯科保健推進委員会設置要綱	34
	栗原市歯科保健推進委員名簿	36
	計画策定(改訂)の経過	37

第1章 栗原市歯と口腔の健康づくり 基本計画の趣旨

1 計画策定(改訂)の趣旨

歯と口腔の健康づくりの総合的かつ計画的な推進のため、平成25年9月26日に栗原市歯と口腔の健康づくり推進条例(以下、「市推進条例」という。)を公布・施行しました。

市推進条例第8条において、市長は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとしていることから、平成27年3月に「栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、乳幼児から高齢者までを対象とした各種の歯科保健施策を実施してきました。

この間、幼児や児童・生徒のむし歯有病者率及び一人平均むし歯数が減少するなど、一定の成果がみられております。しかしながら、成人・高齢期では定期歯科健診を受診する人が減少しており、歯周疾患検診も他の健康診査及び各種がん検診と比べて受診率が低い状況にあります。

このため、第1期計画による取組の成果を受け継ぎ、「第2期栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、この計画において市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりが実践できるよう、市民・関係機関・団体、行政等が連携を図り、市民の歯と口腔の健康づくりをより一層推進していくものです。

2 計画の位置付け

第2期計画は、市推進条例第8条に規定する歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画とし、「くりはら市民21健康プラン」の個別計画と位置付け「栗原市総合計画」、「栗原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「栗原市障害者基本計画」、「栗原市食育推進計画」等との整合性を図りながら推進するものです。

3 計画の期間

市推進条例第8条第5項において、基本計画は、施策の進捗状況を踏まえ、見直しを行うものとしており、第2期計画の期間を令和3年度から8年度までの6年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
本計画	開始					終期 → 評価	
次期計画						見直し (改訂)	開始 →

4 計画の策定(改訂)体制

栗原市歯科医師会、保健福祉関係機関、地域等の代表15人から構成される栗原市歯科保健推進委員会において、栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画の目標達成状況の確認及び課題の分析、第2期歯と口腔の健康づくり基本計画の方針について協議を行いました。

5 目標達成状況

第1期計画では、下記に掲げる基本理念及び基本目標をもとに、各種事業や取り組みを行ってきました。

〈基本理念〉

生涯自分の歯で健やかに暮らすことの実現

〈基本目標〉

生涯自分の歯で 食べられる幸せを感じ 会話を楽しみ 表情豊かに暮らしましょう

- ・妊娠期、乳幼児期：むし歯を予防して健康な歯で過ごしましょう

学齢期 小学校の高学年から歯肉の健康に気をつけましょう

- ・成人期：歯周疾患を予防して歯を維持しましょう

- ・高齢期：口腔の清潔を保持し、いつまでもおいしく食べましょう

- ・障害児・者：その人の状態に応じて安全においしく食事をしましょう

第2期計画は、第1期計画期間中の事業実施状況や、成果などを検証し、必要な見直しを行いました。

第1期計画における評価指標は16項目であり、目標を達成した項目は7項目、改善傾向の項目は2項目で全体の56.3%でした。

今後も歯と口腔の健康に関する市民の課題を解決するため、普及啓発を図り推進します。

	項目数	A 目標達成	B 改善傾向	C 現状維持	D 悪化傾向	E 評価不能
妊娠期・乳幼児期・学齢期	7	6	1	0	0	0
成人期・高齢期	7	1	1	4	1	0
障害児・者	2	0	0	2	0	0
計	16	7	2	6	1	0
(割合)		(43.8%)	(12.5%)	(37.5%)	(6.2%)	0

※第1期計画策定時と直近の現状値を比較し、その増減が偶発的ではないことを検証するために有意差検定を行いました。

各項目について、有意差のあるものを改善傾向(B)又は悪化傾向(D)とし、有意差のないものを現状維持(C)としました。

(1) 妊娠期、乳幼児期、学齢期

- ・7項目中6項目が目標達成(A)で1項目が改善傾向(B)でした。
- ・1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児に対する歯科健診によるむし歯の早期発見やフッ化物塗布により、むし歯予防の効果があったと考えられます。
- ・学校におけるブラッシング指導及び歯科健診の実施などによる予防や普及啓発の効果があったと考えられます。

指標	対象	第1期計画 策定時 (平成24年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	目標値	達成 状況
3歳児の 一人平均むし歯数	3歳児 健康診査	1.17本	1.00本	0.70本	0.70本	0.74本	0.43本	1本以下	A
*3歳児における むし歯のない人の割合	3歳児 健康診査	73.2%	77.1%	79.2%	81.8%	83.7%	89.9%	80%以上	A
2歳児の1日の間食回数 が3回以上の人の割合	2歳児歯科 健康診査	29.2%	26.4%	26.2%	25.3%	24.1%	22.6%	25%以下	A
*12歳児(中1)の 一人平均むし歯数	中学1年生 男子	1.37本	1.03本	1.04本	1.04本	0.88本	0.62本	1本以下	A
	中学1年生 女子	1.34本	1.11本	1.57本	0.86本	0.76本	0.73本		
12歳児(中1)における むし歯のない人の割合	中学1年生	男子51.9% 女子51.9%	62.3%	58.8%	50.2%	61.2%	61.5%	全国平均 (H24:57.2%) を上回る	A
12歳児(中1)における 歯肉に異常がある	中学1年生	男子44.7% 女子35.6%	28.5%	38.3%	30.5%	30.1%	29.2%	20%以下	B
小学1年生～中学3年生 で、過去1年間に、個人 でも歯科検査を受けた人 の割合	小学1年生 小学5年生 中学2年生	—	46.6%	—	—	—	55.5%	30%以上	A

*くりはら市民21健康プランの指標と同じ指標

(2) 成人期、高齢期

- ・目標達成(A)と改善傾向(B)はそれぞれ1項目で、現状維持(C)は4項目、悪化傾向(D)は1項目でした。
- ・歯科健診や歯科健康教育など成人・高齢者を対象とした事業を実施し、正しい知識の普及啓発の効果はありましたが、定期歯科健診を受診する人が減少しているなど悪化の傾向にあります。

指標	対象	第1期計画策定時 (平成24年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	目標値	達成状況
*6024達成者の割合	歯周疾患 検診受診者 (60歳)	70.4%	77.0%	81.0%	73.2%	79.3%	80.8%	80%以上	A
40歳で 喪失歯のない人の割合	歯周疾患 検診受診者 (40歳)	76.1%	80.0%	68.9%	74.0%	91.2%	77.3%	80%以上	C
歯周疾患検診の受診率	歯周疾患 検診受診者	16.0%	21.2%	20.3%	23.0%	18.5%	17.4%	20%以上	C
*過去1年間に歯科健康 診査を受けた人の割合	歯周疾患 検診受診者	23.2%	25.8%	17.8%	20.9%	36.5%	19.4%	30%以上	D
*歯間部清掃用具を使用 する人の割合	歯周疾患 検診受診者	32.7%	38.6%	39.8%	35.4%	39.0%	39.0%	40%以上	C
60歳・70歳における噛 む・味わう・飲み込む・ 話すことに困っていない 人の割合	歯周疾患 検診受診者 (60歳)	95.7%	98.1%	98.6%	99.2%	96.6%	98.2%	100%	C
	歯周疾患 検診受診者 (70歳)	95.3%	99.4%	96.4%	99.1%	97.1%	96.8%		
喫煙によって歯周病にか かりやすくなることを知 っている人の割合	歯周疾患 検診受診者	35.5%	44.5%	42.1%	43.0%	43.9%	46.6%	80%以上	B

*くりはら市民21健康プランの指標と同じ指標

(3) 障害児・者

- ・「訪問歯科診療や歯と口腔に関する相談窓口を知る人の割合」と「食べることや口腔のことで困っていない人の割合」については、現状維持(C)でした。

指標	対象	平成27年度	令和元年度	目標値	達成状況
訪問歯科診療や歯と口腔 に関する相談窓口を知る 人の割合	市内日中障害 福祉サービス 事業所利用者	22.4%	20.0%	100%	C
食べることや口腔のこ とで困っていない人の割合	市内日中障害 福祉サービス 事業所利用者	69.9%	74.2%	79.9%以上 (現状値+10%)	C

第2章 計画の体系

基本理念

生涯自分の歯で健やかに暮らすことの実現

基本目標

生涯自分の歯で
食べられる幸せを感じ
会話を楽しみ
表情豊かに暮らしましょう

ライフステージごとの目標

妊娠期、乳幼児期、 学齢期

- ・ むし歯を予防して健康な歯で過ごしましょう
- ・ 小学校の高学年から歯肉の健康に気をつけましょう

成人期

- ・ 歯周疾患を予防して健康な歯を維持しましょう

高齢期

- ・ 口腔の清潔を保持し、いつまでもおいしく食べましょう
- ・ オーラルフレイル(口腔機能の虚弱)を予防し、口腔機能を維持しましょう

障害児・者

- ・ その人の状態に応じて安全に楽しく食事をしましょう

第3章 計画推進の方向性

1 乳幼児期からのむし歯予防及び小学校高学年からの歯肉炎予防の重点化

第1期計画においては、幼児のむし歯予防や児童・生徒のむし歯及び歯肉炎*予防を目的として、市では妊婦歯科健康診査や乳幼児健康診査、学校歯科健康診断や小学生への歯科保健指導等に取り組んできました。これらの取り組みの一定の成果として、幼児及び小学生のむし歯有病者率及び一人平均むし歯数は減少傾向にあります。しかし、全国と比べるとまだ多い状況にあり、歯肉炎などの歯肉の異常については小学校の中学年から見られ、学年が上がるほど多くなります。

第2期計画においては、引き続き、妊娠期から学齢期までの歯科健康診査・歯科保健指導と1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査までのフッ化物歯面塗布*を継続しながら、むし歯を持つ幼児への規則正しい食生活の勧めや歯科医療機関と連携した支援を行います。さらに、児童・生徒の歯肉炎予防に関する働きかけや関係者間での課題共有による働きかけについて重点的に取り組み、年齢に応じたフッ化物応用の普及啓発など、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

*歯肉炎とは、歯を支えている骨には異常がないが歯肉が腫れたり赤くなったりしている状態。

*フッ化物歯面塗布とは、歯の表面に直接フッ化物を含む薬剤を塗ること。フッ化物は市販の歯みがき剤にも含まれているもので、歯の表面の脱灰を防ぎ、再石灰化を促進させる働きがあることから、むし歯予防に有効とされています。

2 成人期の歯周疾患予防対策の強化

第1期計画においては、成人の歯の喪失防止を目的として、市では歯周疾患検診や地域・組織等を対象に歯周疾患予防についての健康教育等を行ってきました。

歯周疾患検診の近年の受診率は20%前後ですが、同じ条件で検診を実施している県内の市町村の中では高い方に位置しています。また、歯周疾患検診受診者のうち、過去1年以内に歯科健康診査や保健指導を受けた方は約2割であり、歯と口腔に関しては「定期歯科健康診査や予防」という意識を持つ方は少ない状況です。

そのため、歯と口腔の健康が全身の健康維持や健康寿命の延伸につながることを周知し、むし歯や歯周疾患予防の意識づけの取り組みを強化していきます。併せて、歯の喪失を防止するには日常のセルフケアと定期歯科健康診査や歯科医師又は歯科衛生士による歯石除去・歯面清掃を組み合わせた自己管理が必要であることを周知します。

また、歯周病の「喫煙や受動喫煙」との関連や「糖尿病など生活習慣病」との関連について周知啓発を引き続き強化します。

3 高齢者の誤えん性肺炎予防対策の充実

平成29年度までに行った市の介護予防基本チェックリスト*からは、毎年16%前後の高齢者に口腔機能の低下がみられています。

また、一般的に食べ物を咀嚼し、飲み込むなどの摂食嚥下^{えんげ}といった口腔機能が低下しやすい時期であり、誤えん性肺炎を起こしやすくなることから、生活の質の向上や介護予防の観点からも摂食嚥下^{えんげ}といった口腔機能の維持・向上を図る必要があります。

市はこれまでに、地区健康教室や介護予防普及啓発事業等で口腔機能の維持・向上や誤えん性肺炎予防について歯科指導等をしてきましたが、第2期計画においても、ADL（日常生活動作）及びQOL（生活の質）の向上と健康寿命の延伸を目指して、口腔機能の低下による低栄養や誤えん性肺炎による死亡を防ぐための取り組みを、関係者と連携しながら充実していきます。

*介護予防基本チェックリストとは、65歳以上の方（要支援、要介護認定者を除く）を対象として、介護予防の必要性の有無について把握するための25項目の質問票です。

4 障害児・者の歯と口腔の健康づくり対策の整備

第1期においては、歯と口腔の健康づくりの取り組み状況を把握し、口腔衛生の向上を図るため、障害児・者や障害児・者福祉に関わる事業所を対象として、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査では、歯と口腔の悩みに対応する窓口を知る人は、約2割と少ない状況です。障害児・者において、十分な口腔ケアが行われ、適切な歯科保健医療が受けられることが重要であることから、障害児・者の口腔ケアに関する正しい知識及び歯と口腔に関する相談に対応する窓口の周知啓発を図ると共に、市内の歯科医院との連携の確立等に取り組みます。

5 関係機関との連携の推進

第1期計画においては、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するために、栗原市歯科医師会や小学校、地域等と連携しながら各種歯科保健事業を実施してきました。

むし歯などの歯科疾患における課題は、乳幼児期から高齢期まで全てのライフステージにおいて発生している現状より、一層の取り組みが必要と考えられることから、第2期計画においても、引き続き、歯科医師会ほか、保健・医療関係者、教育関係者、事業者等と連携し、より一層歯と口腔の健康づくりを推進します。

第4章 歯と口腔の健康づくり推進の具体的な取り組み

1 妊娠期、乳幼児期、学齢期の具体的な取り組み

(1) 現状と課題

【妊娠期の現状】

- 市では、歯周病が悪化しやすい妊婦を対象に、健康な口腔環境で出産を迎えるため、平成24年度から妊婦歯科健康診査を実施しており、令和元年度の受診率は約50%であり、増加傾向にあります。(図1参照)
- 健康診査の結果からは、4mm以上の歯周ポケット*を有する人が約8割となっており、20代・30代からしっかり歯周疾患を予防しないと、高齢期までの歯の維持は困難であるという状況を示しています。(図2参照)
- 過去1年以内に歯科健康診査を受けた人は約3割と少ない状況です。(図3参照)

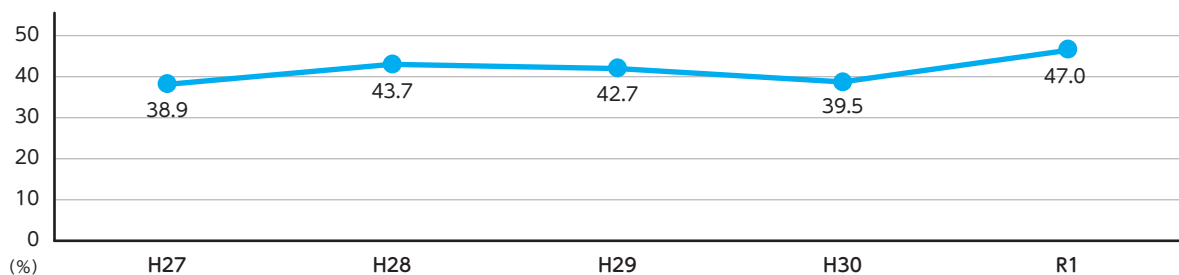
【妊娠期の課題】

- 妊娠期から生まれてくる子どもの歯や口腔の健康のために、むし歯及び歯周病予防に対する意識向上につながる啓発の必要があります。
- 妊婦歯科健診の受診率を向上し、むし歯や歯周病等の早期発見・早期治療につなげる必要があります。

*歯周ポケットとは、歯と歯肉のさかいの溝のことで、検査で深さが4mm以上の場合、進行した歯周炎とされています。

図1 栗原市妊婦歯科健康診査の受診率の年次推移

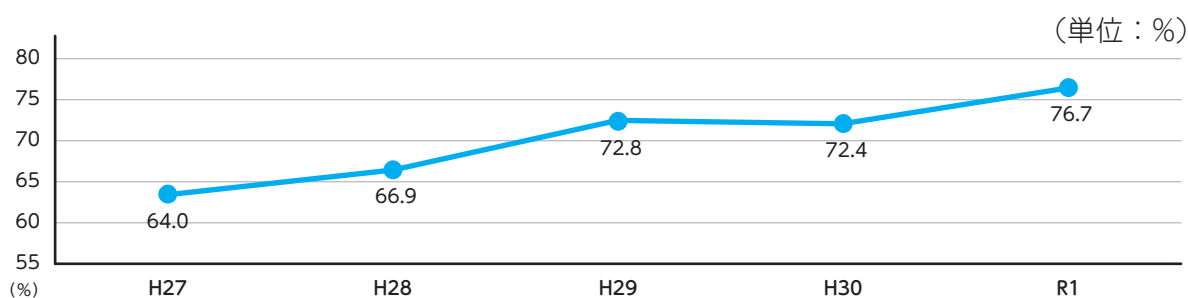
(単位：%)



出典：栗原市妊婦歯科健診結果

市の妊婦歯科健康診査を利用した方は約50%です。

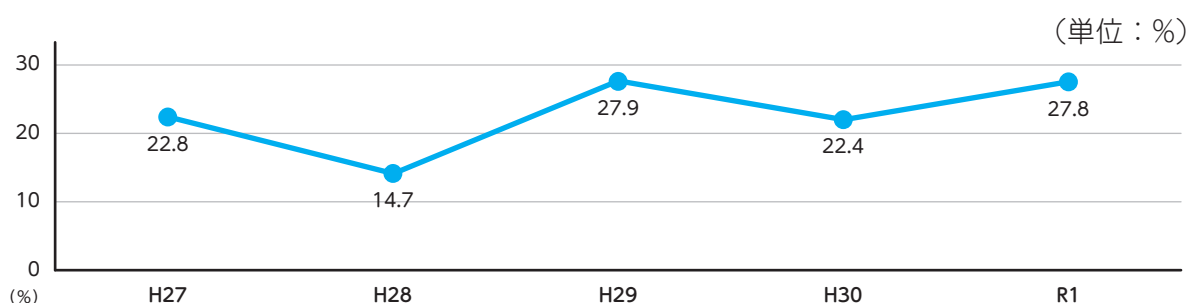
図2 4mm以上の歯周ポケットを有する方の割合の年次推移



出典：栗原市妊婦歯科健診結果

妊婦歯科健康診査受診者の約8割が4mm以上の歯周ポケットを有しています。

図3 過去1年以内に歯科健康診査を受けた方の割合の年次推移



出典：栗原市妊婦歯科健診結果

妊婦歯科健康診査受診者のうち、過去1年以内に歯科健康診査や保健指導を受けた方は約3割です。

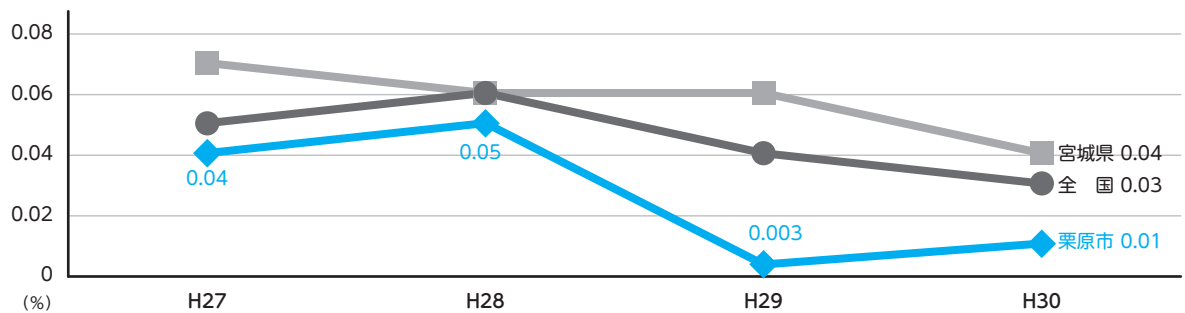
【乳幼児期の現状】

- 1歳前から、果汁やイオン飲料・野菜ジュース・乳酸菌飲料などを飲んでいる乳幼児がみられます。その結果、早い子は1歳6か月健康診査でむし歯がみられます。
- 幼児のむし歯有病者率及び一人平均むし歯数は減少傾向にあり、1歳6か月児では全国や宮城県より少なくなっていますが、3歳児の一人平均むし歯数は全国と宮城県より多い状況です。(図4～6、表1参照)
- むし歯予防への関心が高い保護者がいる一方で、家庭内でおやつとの与え方に問題があったり、歯みがきが不十分で一人で多くのむし歯を保有したりする幼児が見られます。また、3歳児健康診査前までにむし歯になった幼児は、むし歯が進行したり増加したりしているため、歯科医療機関と連携した定期的なフォローが必要です。
- 市では、1歳6か月から3歳6か月までの幼児のむし歯を減少させるため、平成19年度から1歳6か月児健康診査以降3歳児健康診査まで、健康診査のたびに保護者の希望を確認のうえフッ化物歯面塗布を実施していますが、どの健康診査でも希望する保護者が90%を超えています。

【乳幼児期の課題】

- むし歯予防のため、乳幼児期からのおやつ適切な摂り方を周知啓発していく必要があります。
- 乳幼児期から仕上げ磨きの習慣をつける大切さを周知し、むし歯予防の取り組みを継続していく必要があります。
- むし歯保有者の早期治療を推進する必要があります。

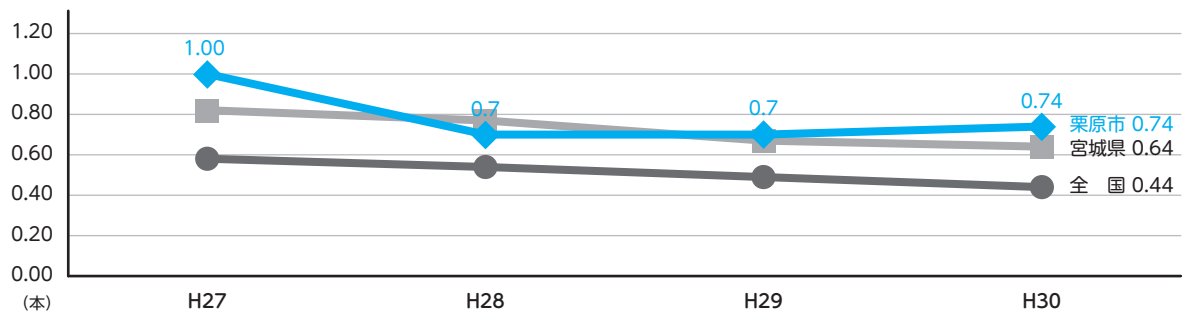
図4 1歳6か月児の一人平均むし歯数の年次推移 (単位：本)



出典：栗原市1歳6か月児健診結果

1歳6か月児の一人平均むし歯数は、栗原市は全国や宮城県より少ない状況です。
 ※一人平均むし歯数は、むし歯の総数を健康診査受診者全員で割った数です。

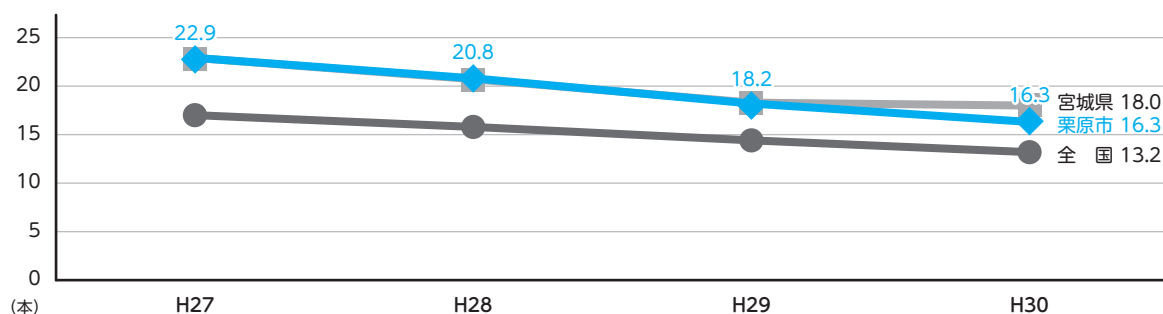
図5 3歳児の一人平均むし歯数の年次推移 (単位：本)



出典：栗原市3歳児健診結果

3歳児の一人平均むし歯数は、栗原市は全国や宮城県より多い状況です。

図6 3歳児のむし歯有病者率の年次推移 (単位：%)



出典：栗原市3歳児健診結果

3歳児のむし歯有病者率は、平成30年度は宮城県より低く、全国より高くなっています。

※むし歯有病者とは、未治療及び治療済のむし歯を持つ人を言います。

表1 1日の間食回数が3回以上の2歳児の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R 1
率	26.4	26.2	25.3	24.1	22.6

出典：栗原市2歳児歯科健診問診結果

1日の間食回数が3回以上の2歳児は、約2割です。

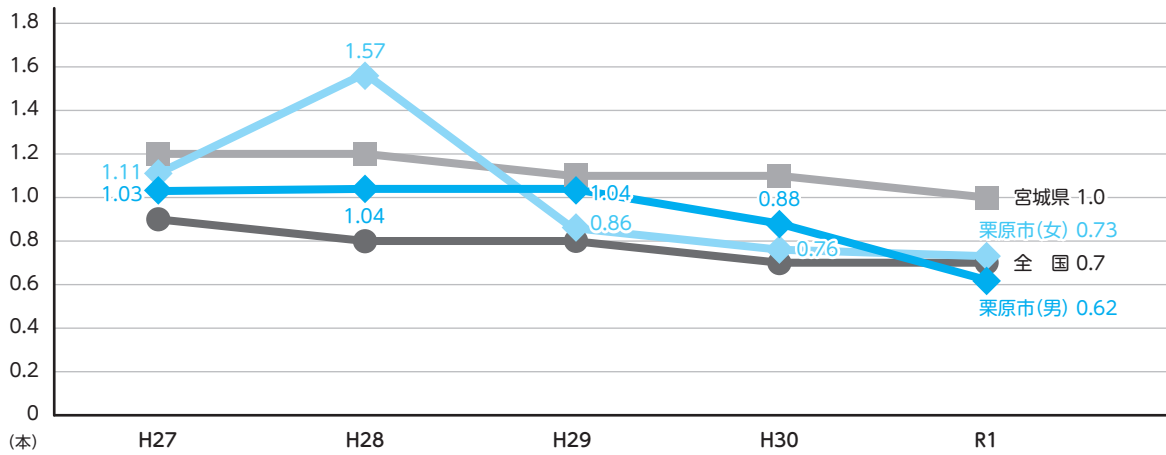
【学齢期の現状】

- ・児童・生徒のむし歯有病者率及び一人平均むし歯数も減少傾向にありますが、全国と比べると、まだ多い状況となっています。小学1年生で約4割の児童に未処置のむし歯が見られます。また、幼児期同様に一人で多数のむし歯を持つ子どもが見られています。小学生での永久歯のむし歯は、第一大臼歯(6歳臼歯)が殆どなので、保護者に周知し、関心を持ってもらうような働きかけが永久歯のむし歯減少に有効です。
- ・歯肉炎などの歯肉の異常のある児童・生徒は、小学校の中学年で約2割見られ、中学1年生では約3割となっており、高い割合となっています。小学生から歯肉炎予防について周知し、お口の健康づくりに関心を高める教育が必要です。(表2参照)
- ・市では、学齢期の歯と歯肉の健康づくりのため、歯科保健指導を実施しています。また、保育所・幼稚園・学校では、定期歯科健康診断の実施はもとより、昼食後の歯みがきや歯科校医による講話等を実施しているところもあります。

【学齢期の課題】

- ・児童がむし歯や歯肉炎予防に主体的に取り組む意識を高める教育及び普及啓発が必要です。
- ・歯周病の原因や予防方法の理解と正しい歯みがき習慣の実践が重要です。

図7 12歳児(中1)の一人平均むし歯数(永久歯)の年次推移 (単位:本)



出典: 栗原市学校歯科健診結果

12歳児の一人平均むし歯数は、栗原市は全国より多い状況です。

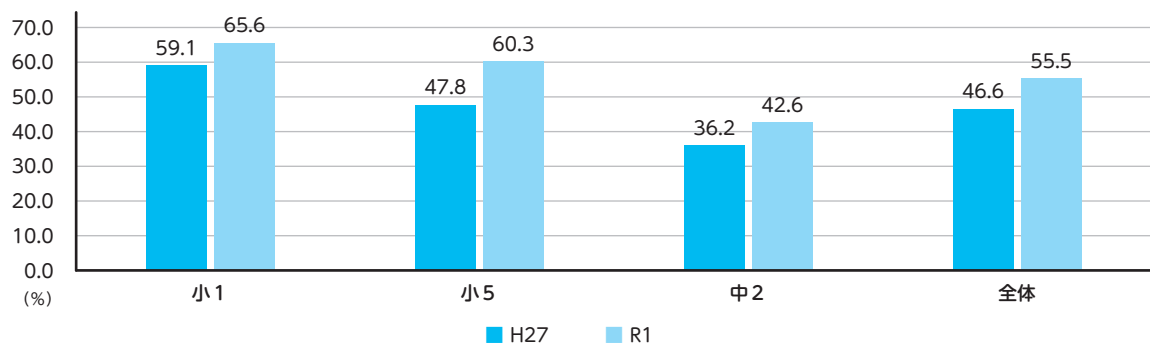
表2 12歳児(中1)の歯肉に異常のある人の割合の年次推移 (単位:%)

	H27	H28	H29	H30	R1
男子	31.8	38.3	38.2	31.4	32.9
女子	25.3	28.0	21.5	25.3	25.2

出典: 栗原市学校歯科健診結果

12歳児で歯肉に異常が見られる人は、男子は約3割、女子は約2割です。

図8 小学1年生~中学3年生で、過去1年間に、個人でも歯科健康診査を受けた人の割合 (単位:%)



出典: 栗原市小・中学校における歯と口の健康に関するアンケート結果

過去1年間に、個人でも歯科健康診査を受けた人の割合は、小学1年生、小学5年生は約6割、中学2年生は約4割でした。

(2) 目標及び指標

目標：むし歯を予防して健康な歯で過ごしましょう

小学校の高学年から歯肉の健康に気をつけましょう

- 指標
- ① 3歳児の一人平均むし歯数が0.58本以下
 - ② 3歳児におけるむし歯のない人の割合が90%以上
 - ③ 2歳児の1日の間食回数が3回以上の人の割合が20%以下
 - ④ 12歳児(中1)の一人平均むし歯数が0.8本以下
 - ⑤ 12歳児(中1)におけるむし歯のない人の割合が全国平均以上
 - ⑥ 12歳児(中1)における歯肉に異常のある人の割合が20%以下
 - ⑦ 小学1年生～中学3年生で、過去1年間に、個人でも歯科健康診査を受けた人の割合が65%以上

(3) 具体的な取り組み

◎個人・家庭の取り組み

- ①食後の歯みがきを習慣化させましょう
- ②正しい食習慣を身につけ、間食(甘味飲料も含めて)の摂り過ぎに注意しましょう
- ③かかりつけ歯科医を持ち、一年に一回は個人でも歯科健康診査を受けましょう
- ④フッ化物配合歯磨剤を利用して、むし歯を予防しましょう
- ⑤歯と口腔の健康づくりに関する情報に関心を持ち、市が実施する学習の場に積極的に参加しましょう

◎地域・関係機関の取り組み

〈栗原市歯科医師会〉

- ①市で行う歯科健康診査やイベント等への協力
- ②歯科医院受診者のリコール*及び家庭におけるフッ化物応用の勧め

〈保育所、幼稚園、子育て支援センター、放課後児童クラブ〉

- ①保護者へのむし歯予防についての普及、啓発の促進
- ②保育所、幼稚園での歯科健康診査や昼食後の歯みがきの実施
- ③おやつに歯応えのあるものを提供

〈小学校・中学校〉

- ①歯科健康診査や昼食後の歯みがきの実施
- ②歯や歯肉を自己管理できるための学習の機会づくり
- ③歯科健康診査の結果で要治療・要精検の児童及び生徒に歯科医療機関の受診を勧める
- ④学校保健委員会の開催
- ⑤保健だよりの発行
- ⑥給食への噛み噛みメニューの導入

*リコールとは、歯科医院から患者さんに定期歯科健康診査や歯面清掃等の呼びかけをすることです。



◎行政の取り組み

- ①妊娠期からむし歯及び歯周病予防に対する意識向上につながる正しい知識の情報発信や啓発を行います
- ②妊婦歯科健康診査を継続して行います
- ③乳幼児歯科健康診査・フッ化物歯面塗布を継続的に実施します
- ④乳幼児健康診査で、親子での歯みがきや望ましい間食について情報提供、指導を継続的に実施します
- ⑤乳幼児歯科健康診査の結果、要治療の児に歯科医療機関の早期受診を勧めます
- ⑥むし歯予防のためのフッ化物応用等に関する情報提供や保健指導を行います
- ⑦家族ぐるみで子どものむし歯予防に取り組むよう働きかけます
- ⑧学校で歯科保健教育を行い、児童に対して正しい歯みがきの方法等、歯や歯肉の健康づくりに関する情報を提供します

2 成人期、高齢期の具体的な取り組み

(1) 現状と課題

【成人期の現状】

- 市では、成人高齢期の歯の喪失防止とむし歯や歯周疾患の早期発見・早期治療を目的として、妊婦歯科健康診査や歯周疾患検診を実施しています。40歳・50歳・60歳・70歳を対象とした歯周疾患検診は、目標とする20%には届かず、市で実施している他の健康診査及び各種がん検診と比べて低い状況です。また、40歳における喪失歯の無い方の割合は年度によって差がありますが、令和元年度は77.3%となっています。なお、歯周疾患検診受診者全体の約9割が「要治療・要精検」という結果になっていて、4mm以上の歯周ポケットを有する方は約8割となっています。(図9、表4～6参照)
- 歯間部清掃用具*を使用している方は約4割、過去1年以内に歯科健康診査を受けた方は約2割と少なく、歯の喪失を防ぐためには、むし歯や歯周疾患を予防することが必要ですが、これらの健康行動に結びついていない傾向にあります。また、たばこを吸うと歯周疾患にかかりやすくなると理解している方も約4割と少ない状況です。(表7～9参照)
- 市では、成人及び高齢者に対する口腔の健康づくりの普及・啓発のため、成人の健康診査及び各種がん検診等での資料配布、地区健康教室、お口の健康サポーター養成、育成等を実施しています。

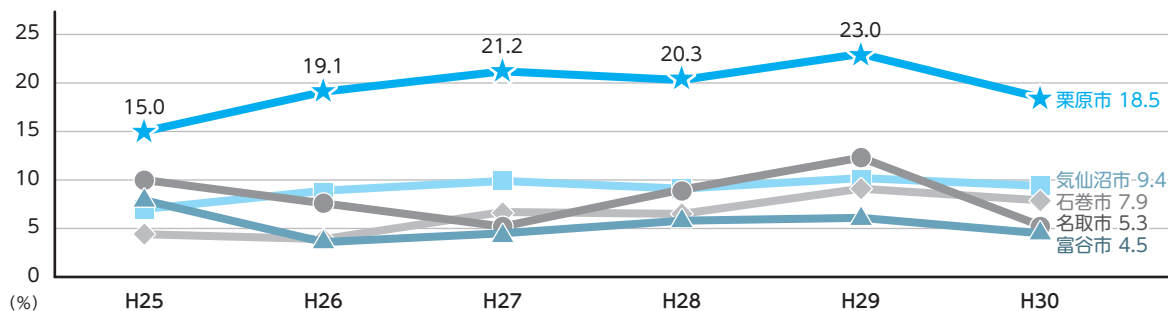
* 歯間部清掃用具とは、歯間ブラシやデンタルフロスのことを指します。

【成人期の課題】

- 歯周病予防のための、歯間部清掃用具の活用を含めた口腔ケアの普及啓発をし、口腔ケアの関心度を高めていく必要があります。
- 6024*運動について周知啓発を行う必要があります。
- 喫煙と歯周病は関連していることから、喫煙等と歯周病の健康影響に関する啓発を行う必要があります。
- 歯周疾患検診受診率を向上し、むし歯や歯周病等の早期発見・早期治療や定期歯科健診につなげる必要があります。
- 成人の歯の喪失防止と歯周疾患の予防のため、若い年代からの早期受診のための意識づけが必要です。働きざかり世代へ、企業や団体等を連携したより具体的な働きかけが必要です。

* 6024(ロクマル・ニイヨン)は、8020の中間目標値とされています。60歳では自分の歯を24本以上保とうということです。

図9 歯周疾患検診受診率の年次推移と他市比較 (単位：%)



出典：栗原市歯周疾患検診結果、宮城県歯科医師会のアンケート結果

栗原市の近年の歯周疾患検診受診率は、同じ条件で検診を実施している県内の市町村と比較すると高い受診率となっています。

表3 6024達成者の割合の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R 1
率	77.0	81.0	73.2	79.3	80.8

出典：栗原市歯周疾患検診結果

6024を達成している方は約8割です。

表4 40歳で喪失歯のない方の割合の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R 1
率	80.0	68.9	74.0	91.2	77.3

出典：栗原市歯周疾患検診結果

40歳で喪失歯のない方は、年度によって差があり、68～91%です。

表5 検診受診者の総合判定の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R 1
要精検・要治療	90.4	76.3	72.3	74.8	87.9
要指導	4.0	15.8	20.7	18.9	7.9
異常なし	5.6	7.8	7.1	6.3	4.2

出典：栗原市歯周疾患検診結果

約9割の方が「要精検・要治療」という結果になっています。

表6 4mm以上の歯周ポケットがある方の割合の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R 1
率	72.8	84.8	86.2	84.8	82.6

出典：栗原市歯周疾患検診結果

4mm以上の歯周ポケットがある方の割合は約8割です。

表7 歯間部清掃用具を使用する方の割合の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R1
率	38.6	39.8	35.4	39.0	39.0

出典：栗原市歯周疾患検診結果

歯間部清掃用具を使用している方は約4割です。

表8 過去1年以内に歯科健康診査を受けた方の割合の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R1
率	25.8	17.8	20.9	36.5	19.4

出典：栗原市歯周疾患検診結果

過去1年以内に歯科健康診査を受けた方は17～36%です。

表9 たばこを吸うと歯周疾患にかかりやすくなると答えた方の割合の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R1
率	44.5	42.1	43.0	43.9	46.6

出典：栗原市歯周疾患検診結果

たばこを吸うと歯周病にかかりやすくなると答えた方は約5割です。

【高齢期の現状】

- 平成30年3月末現在の要介護・要支援認定高齢者は5,866人(22.3%：65歳以上の高齢者人口中の割合)となっています。介護予防基本チェックリストからは、約3,000人(提出者の約16%)の高齢者に食べたり飲み込んだりする口腔機能の低下がみられています。口腔機能の低下は誤えん性肺炎のリスクを高めることにつながることを関係者が認識し、連携しながら幅広く支援していくことが必要です。
- オーラルフレイル* (口腔機能の虚弱)になると、食べる意欲や量が減る、食事の内容が変化するなどして、低栄養やフレイル(心身の虚弱)につながります。また、こころの健康や社会参加においても、「話す」「食べる」「表情をつくる」などの口腔機能を維持することが重要です。
- 寝たきりになっても口から食べる楽しみを保持することで、ADL(日常生活動作)及びQOL(生活の質)の向上や生きる「はり」につながることから、市では栗原市歯科医師会で実施している「訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導」について、地区での健康教室等機会あるごとに周知してきました。
- 令和元年度より、介護予防事業の一環として口腔機能の維持・向上に取り組むことを目的とし、地域住民が主体となり、身近な地域で取り組む体操「百歳までごっくん体操」を普及啓発しています。口腔機能の保持増進と共に、高齢者の閉じこもり予防、地域のつながり強化にもつながっています。

*オーラルフレイル(口腔機能の虚弱)は、加齢とともに、滑舌低下、食べこぼし、わずかのむせ、かめない食品が増えるなどがみられる状態です。

【高齢期の課題】

- ・誤えん性肺炎予防のため、口腔ケアやお口の体操など口腔機能維持・向上を支援していく必要があります。
- ・歯周病予防のため、成人期に引き続き、歯間部清掃用具の活用を含めた口腔ケアの普及啓発をし、口腔ケアの関心度を高めていく必要があります。
- ・8020運動についての周知啓発を行う必要があります。
- ・歯周疾患検診受診率を向上し、むし歯や歯周病等の早期発見・早期治療や定期歯科健診につなげる必要があります。

表10 介護予防事業(口腔機能低下) 該当者数の年次推移(基本チェックリストより)

年度	65歳以上人口 (年度末)	配布数	回収数	二次予防 【口腔機能低下】 該当者数	該当者/回収数 (%)
H26	24,665	21,060	18,633	2,988	16.0
H27	25,019	21,243	18,815	2,886	15.3
H28	25,478	21,411	18,933	3,063	16.2
H29	25,728	21,737	19,079	3,141	16.5

出典：介護福祉課

(2) 目標及び指標

目標：歯周疾患を予防して健康な歯を維持しましょう

口腔の清潔を保持し、いつまでもおいしく食べましょう

オーラルフレイル(口腔機能の虚弱)を予防し、口腔機能を維持しましょう

指標 ① 6024達成者の割合が80%以上

② 40歳で喪失歯のない人の割合が80%以上

③ 歯周疾患検診の受診率が20%以上

④ 過去1年間に歯科健康診査を受けた人の割合が30%以上

⑤ 歯間部清掃用具を使用する人の割合が40%以上

⑥ 60歳・70歳における噛む・味わう・飲み込む・話すことに困っていない人の割合が100%

⑦ 喫煙によって歯周疾患にかかりやすくなることを知っている人の割合80%以上

(3) 具体的な取り組み

◎個人・家庭の取り組み

- ①食後には正しい歯みがきを実行しましょう
- ②歯間ブラシなどの歯間部清掃用具も使い口腔ケアにつとめましょう
- ③定期的に歯科健康診査や歯石除去・歯面清掃を受けましょう
- ④歯周疾患検診を受けましょう
- ⑤75歳の歯科健康診査を受けましょう
- ⑥市が実施するお口の健康教室等に積極的に参加しましょう
- ⑦歯と口腔の健康づくりに関する情報に関心を持ち、市が実施する学習の場に積極的に参加しましょう

◎地域・関係機関の取り組み

〈栗原市歯科医師会〉

- ①市で行う歯科健康診査やイベント等への協力

〈企業や各種団体〉

- ①職場における歯科健康診査や学習会の機会づくり

〈お口の健康サポーター、区長会、保健推進員、食生活改善推進員協議会等地区リーダー〉

- ①お口の健康づくりについて学んだ知識の伝達
- ②健康づくりリーダーが連携し、お口の健康づくりについて学習する機会を設けましょう

〈高齢者福祉サービス事業所〉

- ①口腔ケアなどに関するスタッフのスキルアップ

◎行政の取り組み

- ①歯周疾患予防のため歯間部清掃用具の使用を含めた効果的な歯みがきの仕方を啓発します
- ②口腔機能維持向上を図り、地域ぐるみの誤えん性肺炎予防活動を支援します
- ③歯科健康診査やかかりつけ歯科医を持つことの必要性の普及啓発を行います
- ④若い年代からのむし歯や歯周疾患の早期発見・早期治療のため、歯科健康診査が受けやすい環境整備につとめます
- ⑤全身の健康に影響を及ぼす歯周病の正しい知識の普及啓発を行います
- ⑥健康づくりリーダーがお口の健康づくりを地域で伝えることができるよう研修を行います

3 障害児・者の歯と口腔に関する具体的な取り組み

(1) 現状と課題

【現状】

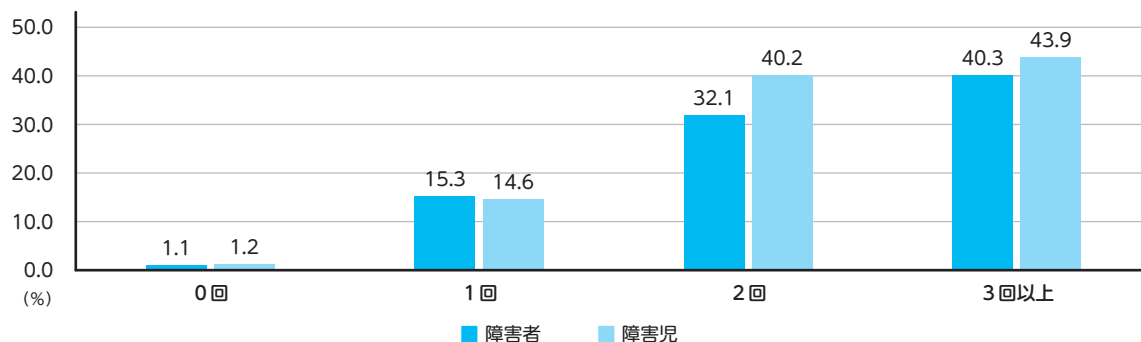
- ・歯と口腔の健康づくりの取り組み状況を把握し、口腔衛生の向上を図るため、障害児・者や障害児・者福祉に関わる事業所を対象として、令和元年度に歯科保健の現状及びニーズ調査を実施しました。
- ・令和元年度「障害者・児の歯と口の健康に関するアンケート」より、90%以上の方が毎日歯を磨き、その内1日3回以上歯みがきをしている方は、約4割でした。(図10参照)
- ・歯や口の相談窓口の認知度は、障害者が19.9%、障害児が20.7%と少ない状況です。(図11参照)
- ・歯の治療を受ける時に望むことは、障害者は「痛みの少ない治療」が一番多く52.6%、障害児は「障害を理解した対応」が61.0%でした。(図12参照)
- ・外出や移動が困難な方のために、地区の健康教室等で「訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導」の周知を行ってきました。
- ・障害者手帳の申請の窓口等では、これまでに、歯科治療や口腔ケア、摂食・えん下に関する相談は殆ど寄せられていませんでした。しかし、このこと背景には、個人や家族、支援者が、障害への対応が中心となり口腔の健康に対する関心が十分ではないなど、その人の状態に合った口腔ケアの方法や歯科受診に関する知識の不足などが考えられます。

【課題】

- ・保護者や障害福祉サービス事業所に対して、口腔ケアの知識を普及啓発する必要があります。
- ・歯や口の相談窓口や障害児・者歯科(診療)等の情報収集と情報提供を行う必要があります。
- ・障害児・者の現状と課題を歯科医師会等関係機関と共有し、連携を図ることが重要です。

図10 1日における歯磨きの回数の割合

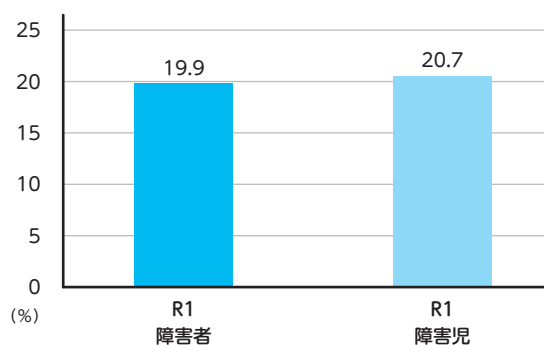
(単位：%)



出典：栗原市障害児・者の歯と口の健康に関するアンケート

1日に3回以上歯磨きをする人の割合は、約4割でした。

図11 歯や口の相談窓口を知っている人の割合（単位：％）

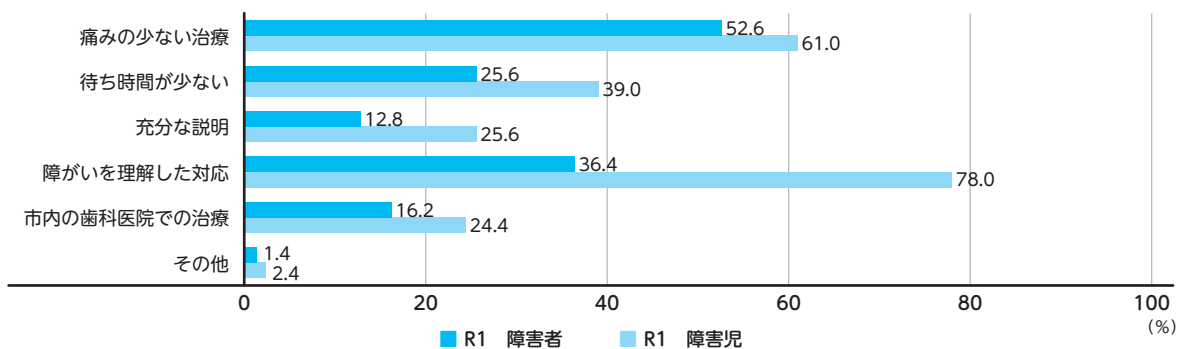


出典：栗原市障害児・者の歯と口の健康に関するアンケート

歯や口の相談窓口を知っている人の割合は、約2割でした。

図12 歯の治療を受けるときに望むことの割合

(単位：％)



出典：栗原市障害児・者の歯と口の健康に関するアンケート

障害者では「痛みの少ない治療」が約5割、障害児では「障がいを理解した対応」が約8割でした。

(2) 目標及び指標

目標：その人の状態に応じて、安全においしく食事をしましょう

指標 ① 訪問歯科診療や歯と口腔に関する相談窓口を知る人の割合が100%

② 食えることや口腔のことで困っていない人の割合が現状値(R1：74.2%)の10%以上増加

(3) 具体的な取り組み

◎個人・家庭の取り組み

- ① 食後の歯みがきを習慣化させましょう
- ② お口の健康に関心を持ち、適切なケアをしましょう
- ③ 歯科治療や口腔ケアに関する相談窓口等の情報を獲得しましょう
- ④ 早期治療を心がけましょう

◎地域・関係機関の取り組み

〈栗原市歯科医師会〉

- ①治療受け入れ歯科医院等の情報提供
- ②訪問を含む歯科医療及び口腔ケアの提供
- ③市内の歯科医院及び専門の医療機関との連携

〈障害福祉サービス提供者・事業所〉

- ①相談窓口や口腔ケアに関する正しい情報の発信
- ②口腔ケア等に関するスタッフのスキルアップ

◎行政の取り組み

- ①障害児・者の歯と口腔に関する関係機関と連携し、相談窓口を周知します
- ②障害児・者の口腔ケアについて周知啓発します
- ③障害児・者及び家族や障害福祉サービス提供者等を対象とした現状及びニーズ調査の実施します
- ④障害児・者及び家族や障害福祉サービス提供者等を対象とした研修会を、関係機関と連携し実施します
- ⑤障害福祉サービス提供者と関係機関とのネットワークの構築につとめます

4 休日の歯科診療体制について

休日のうち、日曜日については、市内数件の歯科医院が診療日としていることから、市では、栗原市祝日歯科急患業務実施要項を制定し、市民の祝日の歯科急病に対する不安を解消するとともに市民の歯の健康保持を目的として、祝日、お盆、年末年始における歯科診療の確保のため、祝日等歯科急患業務を栗原市歯科医師会に委託しており、今後も推進していきます。

5 栗原市の歯科保健事業

(1) 妊娠期・乳幼児期・学齢期

★重点事業

事業・取り組み	主な内容	関係課
★妊婦歯科健康診査	歯科診察、保健指導(個人受診方式)	健康推進課
3～4か月児健康診査	内科診察、保健・栄養指導 等 ※生まれ月ごとに集団で実施(以降、3歳児健康診査まで)	健康推進課
10～11か月児育児相談	個別の歯科保健指導 保健・栄養・歯科指導 等	健康推進課
★1歳6か月児健康診査	内科診察、歯科診察、保健、栄養、歯科指導 等 ※2歳児、2歳児6か月児は歯科診察と保健、栄養、歯科指導	健康推進課
★2歳児歯科健康診査		健康推進課
★2歳6か月児歯科健康診査		健康推進課
★3歳児健康診査		健康推進課
★フッ化物歯面塗布	1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査時、希望者に塗布	健康推進課
子育て支援センター歯科相談	むし歯予防、歯みがきについて歯科講話、個別相談	健康推進課
元気なくりはらっ子大会	・フッ化物歯面塗布 ・歯科相談	子育て支援課
★小学校歯科保健指導	・講話 ・歯垢の染め出し ・歯みがき指導(低学年は「永久歯のむし歯予防」、高学年は「歯肉炎予防」について指導)	健康推進課 学校教育課
歯と口の健康に関するアンケート	対象：小学校、中学校 歯と口腔の健康づくりの取り組み状況を把握し、口腔衛生の向上を図るため、アンケート調査を実施。	健康推進課 学校教育課
啓発事業	・母子健康手帳交付時にチラシの配布 ・妊婦中間支援レターに資料を同封 ・妊婦歯科健診ポスターの掲示 ・3歳児健康診査でむし歯のない子の広報掲載 ・小中学校へ歯みがきや歯肉炎予防について資料の配布 ・歯つらつファミリーコンクール*の周知	健康推進課

*健康な歯や歯ぐきを保っている親子・家族を表彰する宮城県・宮城県歯科医師会事業。

(2) 成人期、高齢期

事業・取り組み	主な内容	関係課
★歯周疾患検診	歯科診察、保健指導(個人受診方式) ・対象：40、50、60、70歳 ・期間：7～10月	健康推進課
★地区健康教室等	歯周疾患予防や正しい歯みがきの仕方の学習 誤えん性肺炎予防の学習等	健康推進課
保健推進員研修会	お口の健康づくりに関する学習	健康推進課

お口の健康サポーター養成講座	お口の健康づくりの普及に関する学習と演習	健康推進課
お口の健康サポーター育成研修	お口の健康づくりの普及に関する学習と演習	健康推進課
百歳までごっくん体操	DVDを見ながら口腔機能向上のための体操を行う 対象：65歳以上の人を含む5人以上のグループ	介護福祉課
心もからだも元気塾	介護予防のための、運動機能、栄養摂取、口腔機能の維持向上に関する学習 対象：65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人	介護福祉課
通所型サービスC事業	口腔機能向上や運動機能向上に関する学習 対象：・要支援1、2の認定を受けている人 ・基本チェックリストで事業対象者となっている人	介護福祉課
栗原市良い歯の表彰	市の歯周疾患検診の結果、健康な歯及び歯肉を維持し、日常の歯の健康づくりに取り組んでいる方を表彰、広報への掲載	健康推進課
★啓発事業	・訪問歯科診療の相談窓口の周知 ・歯と口腔の健康づくりに関する資料配布 ・8020よい歯のコンクール*の周知	健康推進課

* 80歳以上で20本以上の健康な歯や歯ぐきを保っている方を表彰する宮城県・宮城県歯科医師会事業。

(3) 障害児・者

事業・取り組み	主な内容	関係課
歯科健康教育	歯周疾患予防や正しい歯みがきの仕方の学習	健康推進課
歯と口の健康に関するアンケート	対象：障害児・者、障害福祉サービス事業所 歯と口腔の健康づくりの取り組み状況を把握し、口腔衛生の向上を図るため、アンケート調査を実施。	健康推進課 社会福祉課
★啓発事業	障害福祉サービス事業所に啓発資料、歯と口に関する相談窓口チラシを配布	健康推進課 社会福祉課

(4) 全世代

事業・取り組み	主な内容	関係課
栗原市歯と口腔の健康づくり月間(6月)	ポスター掲示、歯と口腔の健康づくりに関する資料配布、市ホームページによる啓発、栗原市良い歯の表彰該当者の広報への掲載等	健康推進課
栗原市歯科保健推進委員会	市民、歯科医療機関、教育機関等の関係者間で市の歯科保健の課題や目指す方向などについて、共有し、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する	健康推進課 社会福祉課 介護福祉課 子育て支援課 学校教育課

6 計画の評価指標一覧

(1) 妊娠期・乳幼児期・学齢期

※表中の色付け部分は、新たに目標値を見直した項目です。

指 標	現状値 (R1年度)	第2期目標値 (R8年度)	設定根拠
3歳児の一人平均むし歯数	0.43本	0.58本以下	目標を達成しているため、県の目標値に合わせて0.58本以下とする。
3歳児におけるむし歯のない人の割合	89.9%	90%以上	目標値を達成しているため、全国・県に合わせて90%以上とする。
2歳児の1日の間食回数が3回以上の人の割合	22.6%	20%以下	目標を達成しているため、過去の減少率を踏まえ20%以下とする。
12歳児(中1)の一人平均むし歯数	男子 0.62本 女子 0.73本	0.8本以下	目標を達成しているため、過去の推移を踏まえ、県に合わせて0.8本以下とする。
12歳児(中1)におけるむし歯のない人の割合	61.5%	全国平均 (R1:68.2%) を上回る	目標を達成しているため、令和元年度の全国平均値(68.2%)を上回ることとする。
12歳児(中1)における歯肉に異常のある人の割合	29.2%	20%以下	目標未達成であることから、第1期計画の目標値である20%以下とする。
小学1年生～中学3年生で、過去1年間に、個人でも歯科健康診査を受けた人の割合	55.5%	65%以上	目標を達成しているため、過去5年間の伸び率を踏まえ、65%以上とする。

資料：3歳児歯科健康診査、2歳児歯科健康診査、中学校定期健康診査

(2) 成人期、高齢期

指 標	現状値 (R1年度)	第2期目標値 (R8年度)	設定根拠
6024達成者の割合	80.8%	80%以上	この指標の対象は、歯周疾患検診の受診者としている。歯周疾患検診の受診率(R1:17.4%)が低い状況から、受診率向上をさせて評価を行うこととして、第1期目標値を引き継ぎ80%以上とする。
40歳で喪失歯のない人の割合	77.3%	80%以上	目標未達成であることから、第1期計画の目標値である80%以上とする。
歯周疾患検診の受診率	17.4%	20%以上	目標未達成であることから、第1期計画の目標値である20%以上とする。
過去1年間に歯科健康診査を受けた人の割合	19.4%	30%以上	目標未達成であることから、第1期計画の目標値である30%以上とする。

指 標	現状値 (R1年度)	第2期目標値 (R8年度)	設定根拠
歯間部清掃用具を使用する人の割合	39.0%	40%以上	目標未達成であることから、第1期計画の目標値である40%以上とする。
60歳・70歳における噛む・味わう・飲み込む・話すことに困っていない人の割合	60歳： 98.2% 70歳： 96.8%	100%	目標未達成であることから、第1期計画の目標値である100%とする。
喫煙によって歯周病にかかりやすくなることを知っている人の割合	46.6%	80%以上	目標未達成であることから、第1期計画の目標値である80%以上とする。

資料：栗原市歯周疾患検診

(3) 障害児・者

指 標	現状値 (R1年度)	第2期目標値 (R8年度)	設定根拠
訪問歯科診療や歯と口腔に関する相談窓口を知る人の割合	20.0%	100%	目標未達成であることから、第1期計画の目標値である100%とする。
食べることや口腔のことで困っていない人の割合	74.2%	84.2%以上 (現状値+10%)	第1期計画の目標値の考え方と同様に現状値+10%以上とする。

資料：障害児・者及び障害福祉サービス提供者等へのアンケート

第5章 計画の推進体制と評価

1 計画の推進体制

全ての市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、妊娠期、乳幼児期、学童期、成人期、高齢期を通して、市民、歯科医療機関、教育機関等の関係者による複合的な取り組みが必要です。したがって、市の歯科保健の課題や目指す方向などについて、関係者間で共有し、各々の役割を担いながら推進していけるよう、栗原市歯科保健推進委員会を中心として計画の推進につとめます。

2 計画の評価

この計画は、引き続き「栗原市歯科保健推進委員会」において、毎年取り組みの確認や評価を行い、計画の最終年度である令和8年度に最終評価を行います。

最終評価の結果については市のホームページや広報等で公開し、広く情報の共有を図ります。

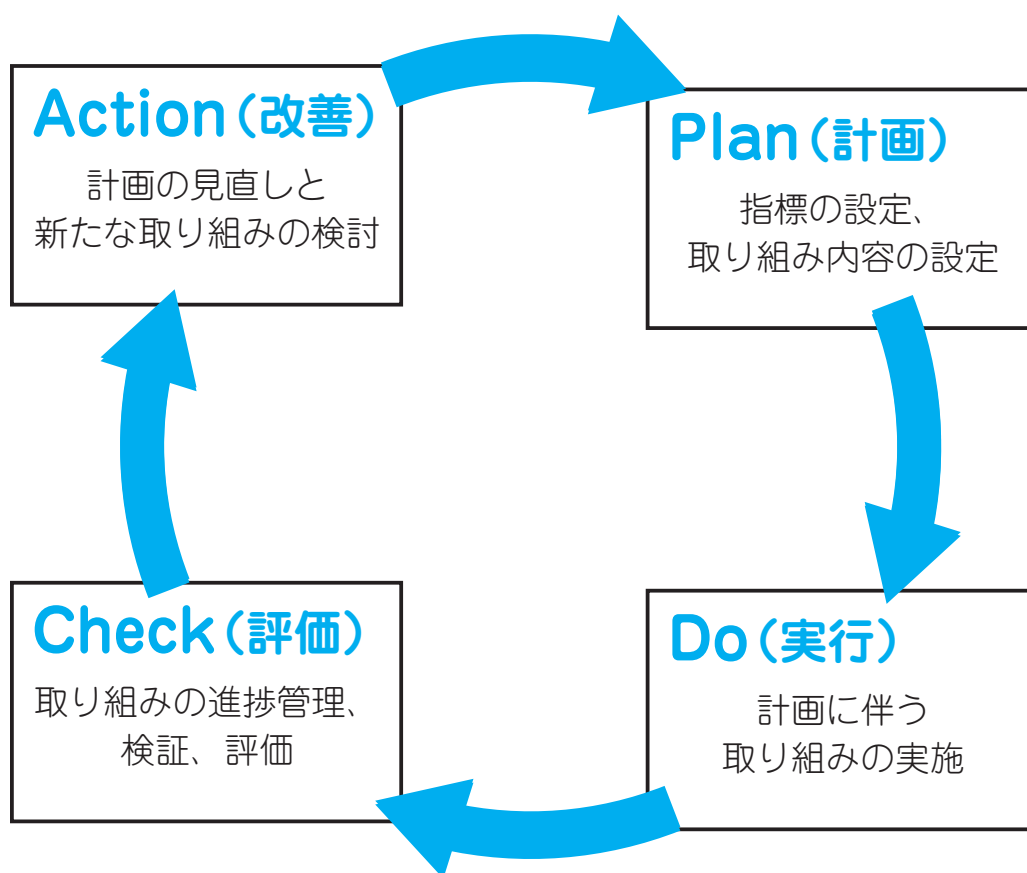


図13 PDCAサイクル



(案)

資料編

- ライフステージ別の歯科的特徴とデータ
- 栗原市歯と口腔の健康づくり推進条例
- 栗原市歯科保健推進委員会設置要綱
- 栗原市歯科保健推進委員会委員名簿
- 計画策定(改訂)の経過

ライフステージ別の歯科的特徴とデータ

1 ライフステージの歯科的特徴

(1) 妊娠期・乳幼児期・学齢期

- 妊婦の歯周疾患は、早産や低出生体重児につながる可能性があります。
- 乳歯の形成が始まるのは妊娠7～10週頃、永久歯の形成が始まるのは妊娠3～4か月頃であるため、胎児期からの栄養摂取や生活状況等が歯の質に影響します。
- 乳歯が生え始まるのは生後6か月頃から、永久歯が生え始まるのは6歳頃からです。
- 父母や祖父母などの口腔状態が不健康だと、子どもがむし歯になる可能性が高くなります。
- むし歯は、2歳頃から発生しやすくなり、3歳前までは上あごの前歯に、3歳以降は奥歯に発生しやすくなります。
- この間、甘味飲料やお菓子の摂取回数が多い子や、卒乳が遅れた子などにむし歯の増加や重症化が見られています。
- 5、6歳頃から歯の生え変わりが始まり、永久歯のむし歯は、第一大臼歯(6歳臼歯)が多く、小学生のうちにむし歯になっている子が多く見られています。

(2) 成人期、高齢期

- ほとんどの人がむし歯を経験し、進行した歯周病を持つ人が年齢とともに増加します。
- 年齢と共に、むし歯や歯周病等により歯を喪失する人、食べる・飲み込む機能の低下する人が増加します。
- 高齢になって心と体の働きが弱くなる軽度の衰弱で、健康と要介護の中間の状態を「フレイル」と言います。また、適切な予防・治療や支援により、生活機能の維持・向上が可能な状態です。
- しっかり噛めない、うまく飲み込めないなどの口の機能の衰えを「オーラルフレイル」と呼び、フレイルと大きく関わっています。口腔機能の低下は、栄養をとりにくくなる、誤嚥性肺炎を起こしやすくなるなどから、フレイルを招きやすいことがわかっています。

(3) 障害児・者

- 障害の種類や程度によっては、食べたり、飲み込んだりすることが困難なことがあります。
- また、歯みがきが困難なことで、口腔内の衛生状態の悪化やむし歯や歯周疾患が重症化することもあります。

2 ライフステージ別データ

(1) 妊娠期・乳幼児期・学齢期

表1 栗原市妊婦歯科健康診査の受診率の年次推移

(単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R1
率	38.9	43.7	42.7	39.5	47.0

出典：栗原市妊婦歯科健診結果

表2 4mm以上の歯周ポケットを有する方の割合の年次推移

(単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R1
率	64.0	66.9	72.8	72.4	76.7

出典：栗原市妊婦歯科健診結果

表3 過去1年以内に歯科健康診査を受けた方の割合の年次推移

(単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R1
率	22.8	14.7	27.9	22.4	27.8

出典：栗原市妊婦歯科健診結果

表4 1歳6か月児の一人平均むし歯数の年次推移

(単位：本)

	H27	H28	H29	H30
栗原市	0.04	0.05	0.003	0.01
宮城県	0.07	0.06	0.06	0.04
全国	0.05	0.06	0.04	0.03

出典：栗原市1歳6か月児健診結果

表5 3歳児の一人平均むし歯数の年次推移

(単位：本)

	H27	H28	H29	H30
栗原市	1.00	0.70	0.70	0.74
宮城県	0.82	0.77	0.67	0.64
全国	0.58	0.54	0.49	0.44

出典：栗原市3歳児健診結果

表6 3歳児のむし歯有病者率の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30
栗原市	22.9	20.8	18.2	16.3
宮城県	22.9	20.7	18.3	18.0
全国	17.0	15.8	14.4	13.2

出典：栗原市3歳児健診結果

表7 12歳児(中1)の一人平均むし歯数(永久歯)の年次推移 (単位：本)

	H27	H28	H29	H30	R1
栗原市男	1.03	1.04	1.04	0.88	0.62
栗原市女	1.11	1.57	0.86	0.76	0.73
宮城県	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0
全国	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7

出典：栗原市学校歯科健診結果

表8 12歳児(中1)のむし歯有病者率(永久歯)の年次推移 (単位：%)

	H27	H28	H29	H30	R1
栗原市男	39.6	43.3	52.3	40.9	37.3
栗原市女	43.7	46.9	46.8	58.6	39.7
宮城県	44.5	42.6	41.2	40.2	38.7
全国	37.8	35.5	34.9	32.7	31.8

出典：栗原市学校歯科健診結果

表9 小学1年生～中学3年生で、過去1年間に、個人でも歯科健康診査を受けた人の割合 (単位：%)

	H27	R1
小学1年生	59.1	65.6
小学5年生	47.8	60.3
中学2年生	36.2	42.6

出典：栗原市小・中学校における歯と口の健康に関するアンケート結果

(2) 成人期、高齢期

表 10 歯周疾患検診受診率の年次推移

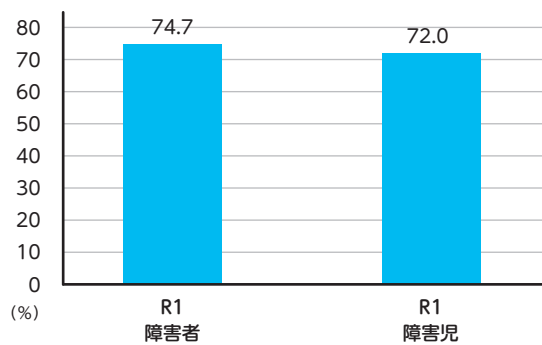
(単位：%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
率	19.1	21.2	20.3	23.0	18.5	17.4

出典：栗原市歯周疾患検診結果

(3) 障害児・者

図 1 食べることや口腔のことで困っていない人の割合 (単位：%)



出典：栗原市障害児・者の歯と口の健康に関するアンケート

栗原市歯と口腔の健康づくり推進条例

平成25年9月26日

条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項等を定めることにより、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進は、歯と口腔の健康の維持が全身の健康を保持増進していく上で大きな役割を果たしているとの認識の下に、市民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、全ての市民が生涯にわたり必要な歯科検診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス(以下「口腔保健サービス」という。)及び歯科医療を円滑に受けられる環境を整備することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に携わる者(以下「歯科医師等」という。)は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、市が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組に協力するよう努めるものとする。

(教育又は福祉に関わる者の役割)

第6条 教育又は福祉に関わる者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民が口腔保健に関する教育、口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保するなど歯と口腔の健康づくりを促進できるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、市内に存する事業所に勤務する従業員について、口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保するなど歯と口腔の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

(基本計画)

第8条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定め

るものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関する基本施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民及び歯科医師等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

(基本施策の推進)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する基本的な施策として、次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 生涯にわたりそれぞれの時期における歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (2) 口腔保健に関する教育及び口腔保健サービスを身近に受ける機会の確保に関すること。
- (3) むし歯及び歯周疾患の予防対策及び進行抑制に関すること。
- (4) 歯と口腔の健康づくりに関する情報収集、普及啓発及び関係者の連携体制の構築に関すること。
- (5) 食育及び生活習慣病対策において必要な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 地域における歯と口腔の健康づくりに携わる者の養成及び資質の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要と認められること。

(歯と口腔の健康づくり月間)

第10条 歯と口腔の健康づくりについて、市民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する取組が積極的に行われるよう、毎年6月を歯と口腔の健康づくり月間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栗原市歯科保健推進委員会設置要綱

平成26年3月17日

告示第48号

(趣旨)

第1条 栗原市歯と口腔の健康づくり推進条例(平成25年栗原市条例第32号。以下「条例」という。)に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため設置する栗原市歯科保健推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに係る総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 条例第8条に規定する基本計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる機関又は団体(以下「機関等」という。)に属する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、別表に掲げる機関等に属する者以外のものを委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年を経過する年の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表(第3条関係)

栗原市歯科医師会
栗原市医師会
市内中小企業
市内障害者(児)福祉関係機関
市内高齢者福祉関係機関
栗原市立小学校
栗原市立中学校
栗原市立幼稚園
栗原市保育連絡会
栗原市行政区長会
栗原市お口の健康サポーター
栗原市食生活改善推進員連絡協議会
栗原市保健推進員
関係行政機関

栗原市歯科保健推進委員名簿

氏名	所属	備考
三浦満雄	栗原市歯科医師会会長	委員長
津田瑛里	社会福祉法人 豊明会 障がい児(者)多機能型事業所 きぼう	
加藤愛美	特定非営利活動法人 みやぎ身体障害者サポートクラブ	
千田知幸	栗原市立鶯沢小学校長	
野村裕子	栗原市立花山幼稚園主幹兼園長	
鈴木真樹子	栗原市若柳川南保育所主幹兼所長	
三浦照男	栗原市区長会連合会理事	
菅間喜美子	栗原市お口の健康サポーター	
佐藤みよ子	栗原市食生活改善推進員協議会 一迫分会長	
高橋房子	栗原市保健推進員	副委員長
粕谷祐子	宮城県栗原保健所 技術次長(総括担当)	
小野寺幸博	栗原市教育委員会教育部学校教育課長	
三浦祐也	栗原市市民生活部社会福祉課長	
入野美奈子	栗原市市民生活部子育て支援課長	
伊藤君夫	栗原市市民生活部介護福祉課長	

計画策定(改訂)の経過

年月日	内 容	参集範囲
令和2年 7月7日	第1回栗原市歯科保健推進委員会 ○栗原市の歯科保健事業実施状況について ○第1期計画の検証及び第2期計画の取り組み(案)について ○歯と口腔の健康づくりに関する取り組み及び連携について	○栗原市歯科保健推進委員
9月1日	第2回栗原市歯科保健推進委員会 ○第2期計画(素案)について	○栗原市歯科保健推進委員
9月2日	栗原市健康づくり推進協議会 ○第4期くりはら市民21健康プランと第2期栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画作成(案)について	○栗原市健康づくり推進協議会委員
11月18日	庁議	○市長、副市長及び部(局)の長
11月27日	栗原市議会議員全員協議会	○栗原市議会議員
12月14日 ～ 令和3年 1月4日	パブリックコメント	
1月 日	第3回栗原市歯科保健推進委員会	○栗原市歯科保健推進委員
1月 日	栗原市健康づくり推進協議会 ○第4期くりはら市民21健康プラン作成・第2期栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画作成(案)についての報告及び検討内容の説明	○栗原市健康づくり推進協議会委員
2月 日	庁議	○市長、副市長及び部(局)の長
2月 日	栗原市議会議員全員協議会 計画内容の説明	○栗原市議会議員



第2期 栗原市歯と口腔の健康づくり基本計画

令和3年 月

発行 宮城県栗原市
企画・編集 栗原市 市民生活部 健康推進課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
TEL (0228) 22-0370
FAX (0228) 22-0350
URL <https://www.kuriharacity.jp/>
E-mail kenko@kuriharacity.jp

